

国際学院埼玉短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、高等学校教育の基礎のうえに、一般的教養と専門的な知識と技能を教授研究し、その応用的能力を伸ばすと共に人格の完成に努め、健全有為な幼児教育者並びに栄養士、調理師及び近代産業社会の実際生活に対応し得る社会人を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、国際学院埼玉短期大学と称する。

(位置)

第3条 本学は、埼玉県さいたま市大宮区吉敷町2丁目5番地に置く。

(教育研究活動等の点検・評価)

第4条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第5条 本学学科組織は、次のとおりとする。

幼児保育学科 健康栄養学科

2 学科及び専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表に定める。

(学生定員)

第6条 本学の学生定員は次のとおりとする。

幼児保育学科	入学定員 180名	収容定員 360名
健康栄養学科	入学定員	収容定員
食物栄養専攻	80名	160名
調理製菓専攻	40名	80名

(修業年限、在学年限)

第7条 修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。

第3章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一、高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三、外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五、専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

六、文部科学大臣の指定した者

七、高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願、選考）

第10条 本学への入学を志望する者は、所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学の許可）

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、期日までに所定の書類を提出するとともに所定の納入金を納めなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（休学、復学）

第12条 病気その他の理由により3ヶ月以上出席することができない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、休学期間は1年以内とし、なお休学を要する者は許可を受けて更に1年以内の休学ができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第13条 休学者は、学年又は学期の始めでなければ復学することができない。

第14条 休学期間は、在学年限に算入しない。

（転学）

第15条 転学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 本学に転学を志望する者がいるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。許可の際の手続きは、第10条及び第11条による。

3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

（退学、再入学）

第16条 退学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第17条 正当な理由で退学した者が当該学科に再入学を志望したときは、選考の上許可することがある。この場合には、既修得科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一、授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- 二、第7条に定める在学年限を超えた者
- 三、第12条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四、長期間にわたり行方不明の者

2 除籍の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(復籍)

第18条の2 前条第1項第1号の規定により除籍となった者から除籍の日の翌日から起算して3年以内に当該除籍の事由となった未納入の授業料を納入して復籍の願い出があったときは、学長が復籍させることができる。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 検定料、入学金、授業料及びその他の費用

第19条 検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設費の額は次のとおりとする。

	幼児保育学科	健康栄養学科 食物栄養専攻	健康栄養学科 調理製菓専攻
検 定 料	30,000円	30,000円	30,000円
入 学 金	300,000円	300,000円	300,000円
授 業 料 (年額)	680,000円	680,000円	680,000円
実験実習料 (年額)	70,000円	130,000円	130,000円
施 設 費 (年額)	260,000円	260,000円	260,000円

(授業料等の納入)

第20条 授業料、実験実習料及び施設費（以下「授業料等」という。）は、年額の全部を各学年当初の所定の期日までに、又は年額の2分の1ずつを各学期の所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は延納を認めることがある。

2 学年の途中で卒業する見込みの者の当該期分の授業料等は徴収する。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第21条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第22条 休学を許可され又は命ぜられた者については、授業料等は免除することができる。

2 授業料等の免除に関する必要な事項は別に定める。

(納入した授業料等)

第23条 納入した検定料、入学金、授業料及びその他の費用は返還しない。ただし、前条の休学の場合の授業料等についてはこの限りでない。

(授業料等の減免及び学資の給付)

第24条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費の支弁が困難な学生については、授業料等を減免し、又は学資を給付することがある。

2 授業料等の減免及び学資の給付に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程

(授業科目)

第25条 本学における授業科目は、教養科目及び専門科目とする。

第26条 授業科目は、これを必修科目及び選択科目に分け、その科目及び単位数は、別表の教育課程表のとおりとする。

第6章 履修規定及び卒業等

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算する。

- 一、講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二、演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三、実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(卒業の要件)

第28条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、62単位以上修得しなければならない。

幼児保育学科

- (1)教養科目については12単位以上
- (2)専門科目については50単位以上

健康栄養学科

- (1)教養科目については12単位以上
- (2)専門科目については50単位以上

(免許状等)

第29条 本学において取得することができる免許状等の種類は次のとおりとする。

幼児保育学科 幼稚園教諭二種免許状
保育士資格

健康栄養学科

食物栄養専攻 栄養士免許証
栄養教諭二種免許状

調理製菓専攻 調理師免許証

(幼稚園教諭の免許状)

第30条 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目並びに単位数を修得しなければならない。

（保育士の資格）

第31条 保育士の資格を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか児童福祉法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（栄養士の免許証）

第32条 栄養士の免許証を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか栄養士法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（栄養教諭の免許状）

第33条 栄養教諭二種免許状を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（調理師の免許状）

第34条 調理師の免許証を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか調理師法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（単位の授与）

第35条 授業科目を履修し、試験に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 試験は、履修した授業科目について筆記、口述、論文、実技等によって行う。
- 3 試験には、定期試験、追試験及び再試験等がある。定期試験は、学期末又は学年末に行い、追試験は、やむを得ない事故のために定期試験を受けることができなかった者のために行い、再試験は、受験した結果不合格となった者のために行う。
- 4 追試験及び再試験は、当該学科において必要と認めたときに限り行う。

第36条 修学について所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

（成績の評価）

第37条 学業成績の判定にはS、A、B、C及びDの5種をもってこれを表し、Sは90点以上、Aは80点以上、Bは70点以上、Cは60点以上、Dは59点以下とし、S、A、B、Cを合格とする。

（履修届）

第38条 学生は、毎学年の始めに履修する科目を選定し、履修届を提出して学長の許可を受けるものとする。許可された履修科目をやむを得ず変更する場合も同様とする。

（卒業）

第39条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、学長が卒業を認定する。

（学位授与）

第40条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第41条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において履修した授業科目について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は30単位を限度として認定することができる。単位の認定は、学長が行う。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第41条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第41条第1項により認められる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。単位の認定は、学長が行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った第41条の2第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。単位の認定は、学長が行う。

この場合において第41条第1項及び第41条の2より本学において履修したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第7章 学年・学期及び休業日

(学年)

第42条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第43条 学年は、次の二期とする。

前期・4月1日から9月20日まで

後期・9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第44条 休業日は、次のとおりとする。

一、日曜日

二、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三、創立記念日（12月10日）

四、夏期休業日（7月21日から8月31日まで）

五、冬期休業日（12月21日から翌年1月7日まで）

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、学長がその都度定める。

(授業期間)

第45条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第8章 教職員組織及び教授会

(教職員組織)

第46条 本学には、次の教職員をおく。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、職員

(学長)

第46条の2 学長は、校務をつかさどり、教職員を統督する。

2 学長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第46条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第47条 本学に、教授会をおく。

2 教授会は学長、副学長、教授並びに准教授及び専任講師の代表をもって組織する。

教授会には必要に応じて職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

二、学位の授与に関する事項

三、前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第9章 専攻科

(専攻科)

第48条 本学に専攻科を設け、幼児保育専攻、健康栄養専攻、高度調理師専攻及びキャリア開発専攻をおく。

(目的)

第49条 専攻科は短期大学の教育の基礎の上に、より高度な知識や技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

2 専攻科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表に定める。

(学生定員)

第50条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

幼児保育専攻	入学定員 10名	収容定員 20名
健康栄養専攻	入学定員 10名	収容定員 20名
高度調理師専攻	入学定員 40名	収容定員 40名
キャリア開発専攻	入学定員 20名	収容定員 20名

(修業年限及び在学年限)

第51条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

幼児保育専攻	修業年限 2年	在学年限 4年
健康栄養専攻	修業年限 2年	在学年限 4年
高度調理師専攻	修業年限 1年	在学年限 2年
キャリア開発専攻	修業年限 1年	在学年限 2年

(入学資格)

第52条 専攻科に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- 二、外国において学校教育における14年の課程を修了した者

(教育課程)

第53条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表の教育課程表のとおりとする。

(修了の要件)

第54条 専攻科を修了するためには、所定の修業年限以上在学し、前条に定める教育課程に示された所定の単位以上修得しなければならない。

(修了)

第55条 専攻科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者については、学長が修了を認定する。

- 2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(検定料、入学金及び授業料等)

第56条 検定料、入学金、授業料及び施設費は次のとおりとする。

	幼児保育専攻	健康栄養専攻	高度調理師専攻	キャリア開発専攻
検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
入学金	300,000円	300,000円	300,000円	150,000円
授業料(年額)	650,000円	710,000円	710,000円	170,000円
施設費(年額)	230,000円	230,000円	230,000円	60,000円

(授業料等の納入)

第57条 授業料及び施設費は、年額の全部を各学年当初の所定の期日までに、又は年額の2分の1ずつを各学期の所定の期日までに納入しなければならない。

(適用の除外)

第58条 第1条、第5条、第6条、第7条、第9条、第19条、第20条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第39条、第40条、第70条

、第71条及び第72条の規定は、専攻科の学生にこれを適用しない。

第10章 別科

(別科)

第59条 本学に別科を設け、調理師別科をおく。

(目的)

第60条 別科は、国際学院の教育理念に基づき、調理師を養成するための特別の技能教育を施すことを目的とする。

2 別科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表に定める。

(学生定員)

第61条 別科の学生定員は、次のとおりとする。

調理師別科	入学定員 40名	収容定員 40名
-------	----------	----------

(修業年限及び在学年限)

第62条 別科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

調理師別科	修業年限 1年	在学年限 2年
-------	---------	---------

(入学資格)

第63条 別科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一、高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三、外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五、専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六、文部科学大臣の指定した者
- 七、高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(教育課程)

第64条 別科の授業科目及び単位数は、別表の教育課程表のとおりとする。

(修了の要件)

第65条 別科を修了するためには、所定の修業年限以上在学し、前条に定める教育課程に示された所定の単位以上修得しなければならない。

(修了)

第66条 別科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者については、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(検定料、入学金及び授業料等)

第67条 検定料、入学金、授業料及び施設費は次のとおりとする。

	調理師別科
検定料	30,000円
入学金	300,000円
授業料(年額)	710,000円
施設費(年額)	230,000円

(授業料等の納入)

第68条 授業料及び施設費は、年額の全部を各学年当初の所定の期日までに、又は年額の2分の1ずつを各学期の所定の期日までに納入しなければならない。

(適用の除外)

第69条 第1条、第5条、第6条、第7条、第9条、第19条、第20条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第38条、第39条、第40条、第70条、第71条及び第72条の規定は、別科の学生にこれを適用しない。

第11章 科目等履修生・特別聴講学生・研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第70条 本学において開講する授業科目について履修を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することがある。科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第71条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第72条 本学において特別の事項について研究を希望する者があるときは、研究生として許可することがある。研究生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第73条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

第74条 本学において公開講座を開設することがある。

第13章 賞 罰

(褒賞)

第75条 学生にして、性行善良、学術優秀で学生の模範となる者は、学長がこれを褒賞する。

(懲戒)

第76条 本学学生で規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒はその軽重に従い、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一、性行不良で改善の見込みがないと認められた者

二、学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

三、正当な理由がなくて出席常でない者

四、本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 寄 宿 舎

第77条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和58年9月7日から施行し、昭和59年度入学生から適用する。

附 則

この学則は昭和59年6月18日から施行し、昭和60年度入学生から適用する。

附 則

この学則は昭和61年6月19日から施行し、昭和62年度入学生から適用する。

昭和61年4月1日において現に在学する学生については、改正後の第18条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

この学則は昭和62年2月4日から施行し、昭和62年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和63年8月30日から施行し、昭和64年度入学生から適用する。

2 この学則を施行する際現に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成4年度		平成5年度 ～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	160名	240名	160名	320名	80名	240名

- 3 第27条に規定する卒業の要件は、平成4年3月31日以前に入学した幼児教育科学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成4年7月15日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。

- 2 平成12年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。
- 3 第6条に規定する学生定員は、平成12年度から平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	158名	318名	156名	314名	154名	310名

年度 学科	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	152名	306名	150名	302名

附 則

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成18年3月3日から施行する。
- 2 平成18年3月2日以前に卒業した学生については、改正後の第39条に定める短期大学士とみなすものとする。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成20年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第6条、第19条及び第29条の専攻名並びに第26条、第53条及び第64条の科目名及び単位数は、平成27年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。
- 3 第50条の規定にかかわらず専攻科幼児保育専攻、専攻科健康栄養専攻の平成32年度までの収容定員は次のとおりとする。

	平成31年度収容定員	平成32年度収容定員
幼児保育専攻	30名	20名
健康栄養専攻	30名	20名

別表 教育課程

1. 教養科目（幼児保育学科・健康栄養学科共通）

（1）必修科目

履修の条件：全教科履修しなければならない。（8単位）

授業科目	単位数	備考
日本文化と国際理解	1	
キャリア教育Ⅰ	1	
キャリア教育Ⅱ	1	
健康・スポーツⅠ	1	
英語ⅠA	1	
英語ⅠB	1	
情報処理Ⅰ	1	
情報処理Ⅱ	1	

（2）選択科目

履修条件：4単位以上履修しなければならない。

授業科目	単位数	備考
倫理学	1	
地球と環境	1	
埼玉学	1	
英語Ⅱ	2	
実用英語	1	
フランス語	2	
中国語	2	
海外研修	1	
くらしと法律（日本国憲法）	2	
健康・スポーツⅡ	1	
日本語と表現	2	
コミュニケーション論	2	
生活の科学	1	
健康と栄養	1	
子どもと発達	1	
ボランティア論	1	
情報社会と経営	1	

2. 専門科目
①幼児保育学科

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
保育者・教職原論	2		2	50単位以上修得しなければならない	
教育原理	2		2		
保育原理	2		2		
教育制度論	2		2		
社会福祉概論	2		2		
子ども家庭福祉	2		2		
社会的養護 I	2		2		
教育心理学	2		2		
子どもの保健	2		2		
子どもの食と栄養	2		2		
子ども家庭支援論	2		2		
子ども家庭支援の心理学	2		2		
子ども理解	1		1		
保育の計画と評価	2		2		
保育内容総論	1		1		
健康領域指導法	1		1		
人間関係領域指導法	1		1		
環境領域指導法	1		1		
言葉領域指導法	1		1		
音楽表現領域指導法	1		1		
造形表現領域指導法	1		1		
身体表現領域指導法	1		1		
専門 乳児保育 I	2		2		
乳児保育 II	1		1		
子どもの健康と安全	1		1		
特別支援保育 I	1		1		
特別支援保育 II	1		1		
社会的養護 II	1		1		
保育・教育相談支援	1		1		
教育課程及び教育方法・技術論	2		2		
科目 保育のピアノ基礎 I	1		1		
保育のピアノ基礎 II	1		1		
保育のピアノ応用 I	1		1		
保育のピアノ応用 II	1		1		
保育の造形 I	1		1		
保育の造形 II	1		1		
健康	1		1		
人間関係	1		1		
環境	1		1		
言葉	1		1		
表現	1		1		
子どもの体育	1		1		
子どもと遊び	2		2		
食育論	2		2		
保育のための調理基礎	1		1		
オペレッタ	1		1		
保育実習指導 I	2		2		
保育実習 I (保育所)	2		2		
保育実習 I (施設)	2		2		
保育実習指導 II	1		1		
保育実習 II	2		2		
保育実習指導 III	1		1		
保育実習 III	2		2		
教育実習 I	1		1		
教育実習 II	4		4		
保育・教職実践演習	2		2		
卒業研究プレゼミ	1	1			
卒業研究ゼミ	2	2			

②健康栄養学科（食物栄養専攻）

	授業科目	単位数	必修 単位数	選 択 単位数	履修方法	備 考
専 門 科 目	公衆衛生学Ⅰ	2		2	50単位以上修得しな ければならない	
	公衆衛生学Ⅱ	2		2		
	社会福祉概論	1		1		
	解剖生理学	2		2		
	基礎生化学	2		2		
	解剖生理学実習	1		1		
	生化学	2		2		
	生化学実習	1		1		
	運動生理学	1		1		
	病理学	1		1		
	食品学総論	2		2		
	食品学各論	2		2		
	食品学実習	1		1		
	食品衛生学	2		2		
	食品衛生学実習	1		1		
	基礎栄養学	2		2		
	応用栄養学	2		2		
	栄養学実習	1		1		
	臨床栄養学総論	2		2		
	臨床栄養学各論	2		2		
	臨床栄養学実習Ⅰ	1		1		
	臨床栄養学実習Ⅱ	1		1		
	栄養指導論Ⅰ	2		2		
	栄養指導論Ⅱ	2		2		
	栄養指導実習Ⅰ	1		1		
	栄養指導実習Ⅱ	1		1		
	公衆栄養学概論	2		2		
	調理学	2		2		
	調理学実習Ⅰ	2		2		
	調理学実習Ⅱ	2		2		
	給食計画論	1		1		
	給食実務論	1		1		
	給食管理実習	1		1		
	校外実習	2		2		
	学校栄養教育	2		2		
	教職原論	2		2		
	教育原理	1		1		
	教育心理学	2		2		
	教育制度論	1		1		
	特別支援教育論	1		1		
	道徳・総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	1		1		
	教育方法	2		2		
	生徒指導・教育相談	2		2		
	教職実践演習（栄養教諭）	2		2		
	栄養教育実習	2		2		
	遺伝子栄養学	1		1		
	消費者経済	2		2		
	フードスペシャリスト論	2		2		
	食品の官能評価・鑑別演習	2		2		
	フードコーディネータ論	2		2		
製菓・製パン入門Ⅰ	1		1			
製菓・製パン入門Ⅱ	2		2			
栄養総合演習	1		1			
卒業研究プレゼミ	1	1				
卒業研究ゼミ	2	2				

③健康栄養学科（調理製菓専攻）

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考	
専門科目	食文化概論	2		2	50単位以上修得しなければならない	
	食生活と健康Ⅰ	2		2		
	食生活と健康Ⅱ	2		2		
	食生活と健康Ⅲ	2		2		
	栄養の特性Ⅰ	2		2		
	栄養の特性Ⅱ	2		2		
	栄養の特性Ⅲ	2		2		
	食品の特性Ⅰ	2		2		
	食品の特性Ⅱ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅰ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅱ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅲ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅳ	2		2		
	食品衛生学実習	1		1		
	調理理論Ⅰ	2		2		
	調理理論Ⅱ	2		2		
	調理理論Ⅲ	2		2		
	調理理論Ⅳ	1		1		
	調理理論Ⅴ	1		1		
	基本調理実習（日本料理）	2		2		
	基本調理実習（西洋料理）	2		2		
	基本調理実習（中国料理）	2		2		
	高度調理実習（日本料理・中国料理）	2		2		
	高度調理実習（西洋料理）	2		2		
	総合調理実習Ⅰ	1		1		
	総合調理実習Ⅱ	2		2		
	製菓・製パン実習Ⅰ	2		2		
	製菓・製パン実習Ⅱ	2		2		
	専門別調理実習 日本料理Ⅰ	2		2		
	専門別調理実習 日本料理Ⅱ	2		2		
	専門別調理実習 西洋料理Ⅰ	2		2		
	専門別調理実習 西洋料理Ⅱ	2		2		
	専門別調理実習 中国料理Ⅰ	2		2		
	専門別調理実習 中国料理Ⅱ	2		2		
	消費者経済	2		2		
	フードスペシャリスト論	2		2		
	食品の官能評価・鑑別演習	2		2		
	フードコーディネータ論	2		2		
	食品学実習	1		1		
	レストランサービス論	2		2		
	レストランサービス演習	2		2		
	色彩計画基礎	2		2		
	校外実習	2		2		
実地研修	4		4			
卒業研究プレゼミ	1	1				
卒業研究ゼミ	2	2				

3. 専門科目（専攻科幼児保育専攻）

授業科目		単位数	必修 単位数	選 択 単位数	履修方法	備 考
専 門 科 目	児童文学論	2		2	50単位以上修得しな ければならない	
	算数指導法	2		2		
	生活科指導法	2		2		
	音楽科指導法	1		1		
	器楽実技Ⅰ	1	1			
	器楽実技Ⅱ	1		1		
	図画工作科実技Ⅰ	1	1			
	図画工作科実技Ⅱ	1		1		
	体育科指導法Ⅰ	1	1			
	体育科指導法Ⅱ	1		1		
	教育原理特論	2		2		
	教育心理学特論	2		2		
	幼児心理学特論	2	2			
	児童学特論	2		2		
	幼児健康特論Ⅰ	2		2		
	幼児健康特論Ⅱ	2		2		
	幼児人間関係特論Ⅰ	2		2		
	幼児人間関係特論Ⅱ	2		2		
	幼児環境特論Ⅰ	2	2			
	幼児環境特論Ⅱ	2		2		
	幼児と言葉特論Ⅰ	2		2		
	幼児と言葉特論Ⅱ	2		2		
	幼児造形表現法Ⅰ	2		2		
	幼児造形表現法Ⅱ	2		2		
	幼児音楽・身体表現法Ⅰ	2	2			
	幼児音楽・身体表現法Ⅱ	2		2		
	幼児教育指導法特論Ⅰ	2	2			
	幼児教育指導法特論Ⅱ	2		2		
障害児保育特論	2	2				
幼児保育実習	2		2			
教育相談実践研究Ⅰ	2	2				
教育相談実践研究Ⅱ	2		2			
教育相談実習	2	2				

4. 専門関連科目（専攻科幼児保育専攻）

授業科目		単位数	必修 単位数	選 択 単位数	履修方法	備 考
専 門 関 連 科 目	健康科学特論	2		2	12単位以上修得しな ければならない	英語コミュニケーション・放送大学英 語科目のいずれ か選択必修
	幼児栄養学実習	1		1		
	グループワーク演習	2		2		
	教育情報処理演習	1		1		
	情報社会と情報管理	2		2		
	英語コミュニケーション	1		1		
	外国文献講読	1	1			
	人間と社会A	1	1			
	人間と社会B	1	1			
	外国事情	2	2			
	特別研究	4	4			

5. 専門科目（専攻科健康栄養専攻）

授業科目		単位数	必修 単位数	選択 単位数	履修方法	備考
専門科目	栄養学特論Ⅰ	2	2		50単位以上修得しなければならない	学位取得希望者は必修
	栄養学特論Ⅱ	2	2			
	ライフステージ栄養学Ⅰ	2	2			
	ライフステージ栄養学Ⅱ	2		2		
	栄養生理学	2		2		
	栄養免疫学	2		2		
	管理栄養士講座A	2	2			
	管理栄養士講座B	2	2			
	生化学特論	2		2		
	解剖生理学特論	2	2			
	病態生理学	2	2			
	病理学特論	2		2		
	食品学特論Ⅰ	2	2			
	食品学特論Ⅱ	2	2			
	食品加工貯蔵学特論	2		2		
	調理科学特論Ⅰ	2		2		
	調理科学特論Ⅱ	2		2		
	臨床栄養学特論Ⅰ	2	2			
	臨床栄養学特論Ⅱ	2	2			
	公衆栄養学特論	2		2		
	食生活特論	2	2			
	公衆衛生学特論	2		2		
	食品衛生学特論	2	2			
	有害微生物学特論	2		2		
	健康科学特論	2		2		
	給食管理特論	2		2		
	栄養教育特論	2	2			
	栄養カウンセリング	2		2		
	解剖生理学実験	1		1		
	調理学実習	1		1		
臨床栄養管理実習	1		1			
臨床調理学実習	1		1			
栄養教育実習	1	1				
栄養情報処理演習	1		1			
臨地実習	2		2			

6. 専門関連科目（専攻科健康栄養専攻）

授業科目		単位数	必修 単位数	選択 単位数	履修方法	備考
専門関連科目	臨床心理学特論	1		1	12単位以上修得しなければならない	英語コミュニケーション・放送大学英語科目のいずれか選択必修
	社会福祉特論	1		1		
	消費者経済特論	1		1		
	食料経済特論	2		2		
	色彩計画演習	1		1		
	情報社会と情報管理	2		2		
	英語コミュニケーション	1		1		
	外国文献講読	1	1			
	人間と社会A	1	1			
	人間と社会B	1	1			
	外国事情	2	2			
	特別研究	4	4			

7. 専門科目（専攻科高度調理師専攻）

授業科目		単位数	必修 単位数	選択 単位数	履修方法	備考
専門 科目	食文化概論	2		2	専門科目及び専門関連科目を含め30単位以上修得しなければならない	
	食生活と健康Ⅰ	2		2		
	食生活と健康Ⅱ	2		2		
	食生活と健康Ⅲ	2		2		
	栄養の特性Ⅰ	2		2		
	栄養の特性Ⅱ	2		2		
	栄養の特性Ⅲ	2		2		
	食品の特性Ⅰ	2		2		
	食品の特性Ⅱ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅰ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅱ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅲ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅳ	2		2		
	食品衛生学実習	1		1		
	調理理論Ⅰ	2		2		
	調理理論Ⅱ	2		2		
	調理理論Ⅲ	2		2		
	調理理論Ⅳ	1		1		
	調理理論Ⅴ	1		1		
	基本調理実習（日本料理）	2		2		
	基本調理実習（西洋料理）	2		2		
	基本調理実習（中国料理）	2		2		
	高度調理実習（日本料理・中国料理）	2		2		
高度調理実習（西洋料理）	2		2			
総合調理実習Ⅰ	1		1			
総合調理実習Ⅱ	2		2			
校外実習	2		2			
専門 科目 関連	英語ⅠA	1		1		
	英語ⅠB	1		1		
	情報処理Ⅰ	1		1		
	情報処理Ⅱ	1		1		

8. 専門科目（専攻科キャリア開発専攻）

授業科目		単位数	必修 単位数	選択 単位数	履修方法	備考
専門 科目	【幼児保育コース】				専門科目から24単位以上修得しなければならない。また、別表教育課程 1. 教養科目の(1)必修科目及び(2)選択科目を履修することができる	
	音楽科指導法演習	1		1		
	器楽実技	2		2		
	幼児音楽・身体表現法演習	2		2		
	幼児造形表現法演習	2		2		
	幼児教育指導法演習	2		2		
	幼児人間関係演習	2		2		
	教育相談実践演習	4		4		
	キャリア教育演習	1	1			
	学外実習Ⅰ	6	6			
	学外実習Ⅱ	6	6			
	【健康栄養コース】				専門科目から24単位以上修得しなければならない。また、別表教育課程 1. 教養科目の(1)必修科目及び(2)選択科目を履修することができる	
	栄養学演習	2		2		
	ライフステージ栄養学演習	2		2		
	生化学演習	2		2		
	調理科学演習	2		2		
	臨床栄養学演習	2		2		
	公衆栄養学演習	2		2		
	健康科学演習	2		2		
栄養カウンセリング演習	2		2			
消費者経済演習	2		2			
キャリア教育演習	1	1				
学外実習Ⅰ	6	6				
学外実習Ⅱ	6	6				

9. 専門科目（調理師別科）

授業科目		単位数	必修 単位数	選択 単位数	履修方法	備 考
専 門 科 目	食文化概論	2		2	専門科目及び選択必修科目を含め30単位以上修得しなければならない	
	食生活と健康Ⅰ	2		2		
	食生活と健康Ⅱ	2		2		
	食生活と健康Ⅲ	2		2		
	栄養の特性Ⅰ	2		2		
	栄養の特性Ⅱ	2		2		
	栄養の特性Ⅲ	2		2		
	食品の特性Ⅰ	2		2		
	食品の特性Ⅱ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅰ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅱ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅲ	2		2		
	食品の安全と衛生Ⅳ	2		2		
	食品衛生学実習	1		1		
	調理理論Ⅰ	2		2		
	調理理論Ⅱ	2		2		
	調理理論Ⅲ	2		2		
	調理理論Ⅳ	1		1		
	調理理論Ⅴ	1		1		
	基本調理実習（日本料理）	2		2		
	基本調理実習（西洋料理）	2		2		
	基本調理実習（中国料理）	2		2		
	高度調理実習（日本料理・中国料理）	2		2		
	高度調理実習（西洋料理）	2		2		
総合調理実習Ⅰ	1		1			
総合調理実習Ⅱ	2		2			
校外実習	2		2			
専 門 目 関 連	英語ⅠA	1		1		
	英語ⅠB	1		1		
	情報処理Ⅰ	1		1		
	情報処理Ⅱ	1		1		

別表 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

学科・専攻科等	専攻	目的
幼児保育学科	—	幼児保育者としての一般的教養と専門的な知識と技能を教授研究し、その応用的能力を伸ばすと共に人格の完成に努め、社会に有為な幼児保育者を養成し、実際生活に対応し得る社会人を育成すること。
健康栄養学科	—	専門職業人としての一般的教養と専門的な知識と技能を教授研究し、知識基盤社会に求められている社会人基礎力を身につけた短期大学士(栄養学/調理学)である栄養士・調理師を養成し、実際生活に対応し得る社会人を育成すること。
	食物栄養専攻	食物栄養専攻は、栄養士としての一般的教養と食育と栄養に関する知識と技能を教授研究し、確かな食の見識を身につけた栄養士・栄養教諭(2種免許)を養成し、実際生活に対応し得る社会人を育成すること。
	調理製菓専攻	調理製菓専攻は、調理師としての一般的教養と食育と専門調理に関する知識と技能を教授研究し、確かな食の見識を身につけた調理師を養成し、実際生活に対応し得る社会人を育成すること。
専攻科	幼児教育専攻	短期大学で修得した知識・技能に加えて、保育の基本に係る専門教科、指導、援助に関する技能、広い視野から研究を深めるための関連科目を学修する。更に、専門科目に関する知識や技能の質の向上を目指し、教育の基礎理論を中心に保育内容の研究を深めるとともに、その指導法などの実践的な技能の修得を図り、より高度な子育て支援や教育相談にも対応できる資質の高い幼児保育者を育成すること。
	健康栄養専攻	短期大学で修得した知識に加えて、健康や病気に係わるライフステージ栄養学、臨床栄養学、臨床心理学等を学習し、栄養教育・管理指導の場において活躍できる、より高度な専門的知識と技術を身につけた資質の高い栄養士を育成すること。
	高度調理師専攻	健康と調理を意識したスペシャリストになることを目標に、豊かな教養と健康や調理に関わる専門知識と技能を身につけた調理師を育成すること。
	キャリア開発専攻	幼児保育者・栄養士・調理師の基礎教育を受けた者または有資格者が、さらに高度な教育を受け、広く専門分野に関わる高度の実践的知識・技能、就業力を身につけて活躍する人材を育成すること。
別科 調理師別科		健康と調理を意識したスペシャリストになることを目標に、健康や調理に関わる専門知識と技能を身につけた調理師を育成すること。